

平成二十一年五月二十六日受領
答弁第四〇八号

内閣衆質一七一第四〇八号

平成二十一年五月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁特別捜査部の取材対応のあり方等に関する第三回質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁特別捜査部の取材対応のあり方等に関する第三回質問に対する答弁書

一について

御指摘の大野法務省刑事局長の答弁は、東京地方検察庁における新聞記者との接触等について、一般論としてお答えしたものである。

二について

御指摘の「ある刑事事件の捜査がどの様に推移しているかに関する情報」の意義が必ずしも明らかでないのでお答えすることは困難であるが、東京地方検察庁特別捜査部においては、御指摘の「ある刑事事件に関し、例えば逮捕された容疑者が自身にかけられた容疑についてどの様な供述をしているか、またその供述の結果、何らかの新たな容疑が見つかったか、更には別の人物が容疑者として浮上したか」は公表していないものと承知している。

三について

お尋ねについては、平成二十一年四月二十一日、衆議院決算行政監視委員会第四分科会において、大野

法務省刑事局長が、「部長、副部長以外の検察官あるいは検察事務官に対しては接触をしないように報道機関に対してお願いをしている」と答弁したとおりである。

四について

「西松事件」に関連し、これまで東京地検特捜部に対して「マスコミ」より「取材」の依頼がなされた」の意義が必ずしも明らかでないので、お尋ねについてお答えすることは困難である。